

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
1	R3.11.15	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	今年も熊の目撃情報が6月頃から多く寄せられている状況にある。9月8日には横志田地区で窓ガラスを割って家に侵入した熊に襲われて怪我をした事故は記憶のあるところだと思う。 花巻市では害獣被害に遭わないためどのような対策を講じているかお尋ねしたい。 〇猟友会及び広報車両等によるパトロールを強化するべき 地域では、熊を目撃したら警察に電話をするよう回覧板等で周知し消防団にも広報をお願いしているところである。また、市役所にも来ていただき、更に広報車両等で啓発もしていただいているが、害獣の出没時の対応だけではなく恒常的な広報活動等が必要と思われる。	市では害獣被害に遭わないために気を付けていただきたいことについて市のホームページや広報で周知している。ホームページについては随時掲載しており、広報は4月15日号、8月1日号に掲載している。 具体的には「音の出るものを携帯する」「熊の行動が活発になる早朝、夕方には周囲に気を付け、森林のそばの農地は熊の出沒ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いを行う。」「できるだけ単独行動を避ける」「生ごみや野菜、果実の廃棄残渣を適切に処理する」「収納庫に入り込まないよう施錠をする」などをお願いしている。また、熊はガソリンなどの揮発性物質にも反応するため、保管場所にも気を付けてほしい。さらに、墓地のお供え物の持ち帰りなども対策として掲載している。 パトロールについては、被害があった際にも当然パトロールをしているが、6月から10月の間には市で任用した有害鳥獣対策支援員により週3回の市内パトロールを行った。熊については太田、笹間地区が多く目撃されていることから、重点的にパトロールしている。出没時には、警察や消防と連携しながら対応しているが、恒常的なパトロールは今後も引き続き行っていくたい。	市では害獣被害に遭わないために気を付けていただきたいことについて市のホームページや広報で周知している。ホームページについては随時掲載しており、広報は4月15日号、8月1日号に掲載している。 具体的には「音の出るものを携帯する」「熊の行動が活発になる早朝、夕方には周囲に気を付け、森林のそばの農地は熊の出沒ルートとなりやすいので特に注意し、周囲の灌木の刈り払いを行う。」「できるだけ単独行動を避ける」「生ごみや野菜、果実の廃棄残渣を適切に処理する」「収納庫に入り込まないよう施錠をする」などをお願いしている。また、熊はガソリンなどの揮発性物質にも反応するため、保管場所にも気を付けてほしい。さらに、墓地のお供え物の持ち帰りなども対策として掲載している。 パトロールについては、被害があった際にも当然パトロールをしているが、6月から10月の間には市で任用した有害鳥獣対策支援員により週3回の市内パトロールを行った。熊については太田、笹間地区が多く目撃されていることから、重点的にパトロールしている。出没時には、警察や消防と連携しながら対応しているが、恒常的なパトロールは今後も引き続き行っていくたい。	継続中
2	R3.11.15	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	〇電気柵より安価に設置可能でより効果的な方法を講じるべき 広大な地域全体を害獣から守るため電気柵設置は困難であること、電気柵を設置してもその下をかいぐって農作物等に被害が出ていること、漏電対策のため頻繁に電気柵周辺の草刈作業が必要であり維持管理が大変であることから、電気柵に代わる安価で設置効果が大きい代替機器等の早期導入が望まれる。 市では、今年度から猟友会の事務局長をされていた方を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用している。対策についての様々な相談などに対応していただくこととしているので、電気柵の設置の仕方や管理について相談したい場合には農村林務課までご連絡をいただきたい。また、市では有害鳥獣の実施隊ということで捕獲に携わっている方々もおり、罠の設置等も相談に乗れる。 色付きテープや防獣ネットというものもあるが、慣れてしまうと効果がないとされているので、対策等について情報収集し、より効果的な方法があれば情報提供していきたい。 熊に関して今年の2月、3月に環境省と専門家、他の市長とウェブ会議を行った際に、専門家の方から北東北3県は熊が増えているとの話があり、環境省には熊が増えているのであれば情報提供をしてほしいと話をした。専門家の話では、山奥は年を取った熊が縄張りになっているため、若い熊は追い出されて里に下りてくる傾向があるとのことであった。最近では鳥獣駆除だけではなく、狩猟としての熊の捕獲頭数も増やしている。最近では罠猟についても住民の方の関心が強く、罠をやりたいという方も増えてきている。先日、「罠の免許を取るための講習会の場所が限られており、花巻でもやってほしい。」「試験も宮古だけでは困る」「申請書をパソコンで提出するに当たり市で手伝ってほしい」などの話があり、そういうことを検討して免許を取るように整備していく必要がある。 有害鳥獣対策アドバイザーなどは、適切な人材がいるかということはあるものの、必要があれば人数を増やすことは可能である。パトロールを増やしてほしいなどあれば、連絡してほしい。 鹿の捕獲については、農水省で1頭当たり8千円を出しているのに市で上乗せ補助をしている。去年の1,200頭近い捕獲数は降雪状況が影響していると言われているが、今年も雪のない10月までで522頭捕獲していることを考えると、上乗せ補助の効果は大きいように感じる。この補助についても、必要に応じて予算を増やして対応していく。	害獣から守るための方策については、主に電気柵ということで取り組んでいただいている。当課でもなるべく手間がかからず効果的なものがないか情報収集に努めているところであるが、全国や県内の取組を見ても電気柵が最も効果的ではないかと考えている。県で行っているアンケート調査などを見ても、電気柵が有効であるとの回答が多くなっている。 電気柵の設置については、補助制度を設けており、個人では事業費の1/2(上限7万円)、3名以上の団体では3/4(上限30万円)の補助をしている。 電気柵の効果を発揮させるためには、場所や段数、間隔など適切な方法による設置が必要である。また、草刈りなど適切な管理も重要である。多面的機能支払の取組とすることも可能であるので、それも管理の手段の一つと考えている。草地や藪が移動ルートや餌場となる可能性が高いことから、地域内の農地周りの管理整備は重要である。遠野市では、「設置だけでは守りきれず、その後の管理が大切である。」と指導しているとのことである。当市においても同様に皆様の協力が不可欠である。 市では、今年度から猟友会の事務局長をされていた方を有害鳥獣対策アドバイザーとして任用した。対策についての様々な相談などに対応していただくこととしているので、電気柵の設置の仕方や管理について相談したい場合には農村林務課までご連絡をいただきたい。また、市では有害鳥獣の実施隊ということで捕獲に携わっている方々もおり、罠の設置等も相談に乗れる。 色付きテープや防獣ネットというものもあるが、慣れてしまうような効果はないとされているので、対策等について情報収集し、より効果的な方法があれば情報提供していきたい。 熊に関して今年の2月、3月に環境省と専門家、他の市長とウェブ会議を行った際に、専門家の方から北東北3県は熊が増えているとの話があり、環境省には熊が増えているのであれば情報提供をしてほしいと話をした。専門家の話では、山奥は年を取った熊が縄張りになっているため、若い熊は追い出されて里に下りてくる傾向があるとのことであった。最近では鳥獣駆除だけではなく、狩猟としての熊の捕獲頭数も増やしている。最近では罠猟についても住民の方の関心が強く、罠をやりたいという方も増えてきている。先日、「罠の免許を取るための講習会の場所が限られており、花巻でもやってほしい。」「試験も宮古だけでは困る」「申請書をパソコンで提出するに当たり市で手伝ってほしい」などの話があったことから、令和4年度の狩猟免許試験を花巻市内で実施していただくよう県へ要望した。 有害鳥獣対策アドバイザーなどは、適切な人材がいるかということはあるものの、必要があれば人数を増やすことは可能である。パトロールを増やしてほしいなどあれば、連絡してほしい。 鹿の捕獲については、農水省で1頭当たり8千円を出しているのに市で上乗せ補助をしている。去年の1,200頭近い捕獲数は降雪状況が影響していると言われているが、今年も雪のない10月までで522頭捕獲していることを考えると、上乗せ補助の効果は大きいように感じる。この補助についても予算を増やして対応し、今年度のニホンジカの捕獲実績は1,612頭であった。	継続中	

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
3	R3.11.15	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	○猪による水稻等農作物被害に対する助成等の対策を講ずるべき 猪が歩いた水田等の稲は匂いがついて収穫しても出荷出来ないなど、収穫量減少に伴う収入減少など被害が生じているので、収入減収分の補填助成が望まれる。また、害獣(猪、熊、鹿等)の年間駆除数についても伺いたい。	農作物被害に対する助成については、農業共済組合の収入保険では、自然災害や病虫害のほか鳥獣による被害も対象としている。 市では、収入保険の加入促進として、保険料の1/2を補助する制度を設けている。ぜひこちらの保険の加入を検討していただきたい。 害獣の捕獲数について、熊は令和2年度に31頭捕獲しており、今年度は10月末ですですに24頭の捕獲となっている。鹿については令和2年度1,160頭捕獲している。令和元年度の鹿の捕獲は450頭程度と記憶しており、かなり数が増えている。今年度も522頭の鹿を捕獲しており、生息数が増えているという状況である。	農作物被害に対する助成については、農業共済組合の収入保険では、自然災害や病虫害のほか鳥獣による被害も対象としている。 市では、収入保険の加入促進として、保険料の1/2を補助する制度を設けている。ぜひこちらの保険の加入を検討していただきたい。 害獣の捕獲数について、熊は令和2年度に31頭、今年度は24頭である。鹿については令和2年度が1,160頭、令和元年度は468頭、かなり数が増えている。今年度は1,612頭を捕獲し、生息数が増えているという状況である。	継続中
4	R3.11.15	市政懇談会	笹間	農林部	農村林務課	害獣対策について	草刈りについても多面的機能支払の対象になるということについて、以前からそういう制度であったか伺いたい。	具体的にいつからそうになっているかは把握していないが、鳥獣から守るという行為については交付金の対象となっている。	多面的機能支払においては、平成26年度の制度当初から、鳥獣被害防止対策の電柵の下草刈り等の維持管理については交付金の対象となっている。	完了
5	R3.11.15	市政懇談会	笹間	市民生活部	市民生活総合相談センター	道の駅はなまき西南周辺への公共施設等整備について	道の駅はなまき西南に隣接してコンビニエンスストアが開業しガソリンスタンドも出店予定となるなか、西南中学校付近を中心に県道13号線の笹間バイパス沿線が活性化しつつある。花巻市では同地周辺への公共施設整備をどう捉え、将来の姿をどのように描いているかを伺いたい。 ○笹間駐在所の移転新築について 道の駅はなまき西南を含む西南中学校周辺は、国土交通省等が提唱する小さな拠点として公共施設等を整備していくことが望まれる。 笹間地区行政区長会では花巻警察署に笹間バイパス沿いの西南中学校周辺に笹間駐在所の新築移転要望をしている。 管轄外だと思うが、現駐在所の場所は、昭和の高度経済成長期には民家が密集するなど適地であったと思われるが、道の駅開業に伴い周辺の交通量が増加し付近を通る児童生徒の安全など周辺環境の変化に対応した活動が求められていますので、笹間駐在所の移転新築について岩手県に働きかけをお願いしたい。	花巻警察署に駐在所の移転・新築の条件等を伺ったところ、交番や派出所、駐在所については事件、事故などの発生状況を勘案し、岩手県警本部で統括して設置場所を選定しているとのことであった。 笹間駐在所の移転・新築については、道の駅はなまき西南の開業以前から要望いただいており、そのことについては花巻警察署を通じて岩手県警本部に伝えられていることは確認している。	花巻警察署に駐在所の移転・新築の条件等を伺ったところ、交番や派出所、駐在所については事件、事故などの発生状況を勘案し、岩手県警本部で統括して設置場所を選定しているとのことであった。 笹間駐在所の移転・新築については、道の駅はなまき西南の開業以前から要望いただいており、そのことについては花巻警察署を通じて岩手県警本部に伝えられていることは確認している。	完了
6	R3.11.15	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	道の駅はなまき西南周辺への公共施設等整備について	○笹間振興センター移転新築について 笹間振興センターは建設から相当年数が経過し、経年劣化が著しく、修繕対応で維持管理してきている。今後、少子高齢社会はますます進展するものと推測され、公共施設の配置等も長期的な視点を持って検討する時期になっていると思われる。地域の中核施設としての笹間振興センターの笹間バイパス沿い西南中学校周辺への移転新築についてどう捉えているか伺いたい。	振興センターを含む公共施設の改修・更新費用については、将来的に市の財政を圧迫することが予想されることから、今後も維持していくべきという施設については計画的な点検や修繕により、安全・安心の確保と長寿命化を図っていくこととし、パブリックコメントや市民説明会などの市民参画を経て、平成29年3月に花巻市公共施設マネジメント計画(基本方針編)、令和2年10月に同計画(実施計画編)を策定したところである。 笹間振興センターは昭和49年に建築されているが、耐震診断を実施した結果、耐震性があるという結果が出たことから、施設を維持するという方針となり、令和6年に工事の実施設計、令和7年に改修工事を予定している。 振興センターについては、花西振興センターが耐震性がないという結果となったことから、昨年度解体し、新しい図書館が建設された際に現在の図書館に移転することを想定している。また、大迫の亀ヶ森振興センターについては、亀ヶ森小学校が大迫小学校と統合することに伴い、そちらに移転する計画となっている。それ以外の振興センターでは、移転新築の予定はない。 今後人口減少の進行などにより、再編等が必要と判断される場合には、地域の皆様からその時点での地域の状況や意向を伺いながら、振興センターの整備の仕方やコミュニティ地区のあり方など検討していくことになると思う。	振興センターを含む公共施設の改修・更新費用については、将来的に市の財政を圧迫することが予想されることから、今後も維持していくべき施設については計画的な点検や修繕により、安全・安心の確保と長寿命化を図っていくこととし、パブリックコメントや市民説明会などの市民参画を経て、平成29年3月に花巻市公共施設マネジメント計画(基本方針編)を策定し、令和2年10月に同計画(実施計画編)を策定したところである。 笹間振興センターは昭和49年に建築されているが、耐震診断を実施した結果、耐震性があるという結果が出たことから、施設を維持する方針をとり、令和6年度に工事の実施設計、令和7年度には、改修工事を予定している。 振興センターについては、花西振興センターが耐震性がないという結果となったことから、令和元年度に解体し、新しい図書館が建設された際に現在の図書館に移転することを想定している。また、大迫の亀ヶ森振興センターについては、亀ヶ森小学校が大迫小学校と統合したことに伴い、そちらに移転する計画となっている。それ以外の振興センターでは、移転新築の予定はない。 今後人口減少の進行などにより、再編等が必要と判断される場合には、地域の皆様からその時点での地域の状況や意向を伺いながら、振興センターの整備の仕方やコミュニティ地区のあり方など検討していくことになると思う。	完了

■令和3年度市政懇談会記録

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
7	R3.11.15	市政懇談会	笹間	教育部	教育企画課	道の駅はなまき西南周 辺への公共施設等整備 について	○西南中学校区内の教育環境について 笹間第一小学校と笹間第二小学校は令和5年4月1日をめどとして統合することで設立準備委員会を立ち上げ両校の統合に向けて準備が進んでいるが、両校統合後も児童数減少は更に進むものと思われる。また、西南中学校生徒数も減少が続く中で、西南中学校区内の教育環境にとって大きな課題である。 西南中学校区内の教育環境の将来構想をどう描いているか伺いたい。	本年6月14日に笹間地区教育懇談会を開催し、将来的には西南地区としての小学校統合を見据えつつ、令和5年4月1日に笹間第一小学校と笹間第二小学校を統合することについて、地域として判断いただいた。 現在、この統合を円滑に進めるため、本年8月30日に「笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会」を設立し、11月30日に開催予定の第1回準備委員会に向けて教職員や保護者で構成する4つの専門部会(①学校経営、②教育課程、③PTA、④管理・事務)で9月24日から定期的に打ち合わせをしていただいている。統合まで1年ほどしかないのでもしっかりと準備を進めていきたい。 この統合に関しては、既に太田小学校、太田小学校PTA及び太田地区コミュニティ会議にもお知らせしており、今後西南地区全体の教育環境について協議をお願いしたいと伝えている。 笹間地区の統合小学校の児童数については令和5年4月の統合時は111人の予定であるが、令和9年には入学生8人、全校児童94人となる見込みである。令和10年度の入学生の状況によっては令和11年度から複式学級が生じる可能性がある。 西南中学校については現在142人の生徒数で各学年普通学級2学級、特別支援学級2学級の8学級で運営している。この生徒数も毎年数人ずつ減少し、令和9年度までに40人程度減少する見込みであり、令和10年度には全学年1学級、全校生徒100人以下となることも見込まれている。 現在は笹間第一小学校、笹間第二小学校の統合準備を進めていきたいと考えている。統合が完了し、新しい小学校の円滑な運営を確認した後に、太田地区の教育懇談会を設定し、地区の皆様と課題について共有しながら、西南地区の小学校及び中学校のあり方について議論を深めていきたい。	令和3年6月14日に開催された笹間地区教育懇談会において、将来的には西南地区としての小学校統合を見据えつつ、令和5年4月1日に笹間第一小学校と笹間第二小学校を統合することについて、地域として判断いただいた。 この統合を円滑に進めるため、令和3年8月30日に「笹間第一小学校・笹間第二小学校統合準備委員会」が発足し、その後、教職員や保護者で構成する4つの専門部会(①学校経営、②教育課程、③PTA、④管理・事務)や準備委員会において、統合に関する様々な協議・調整を進めていただいている。統合まで1年を切っておりしっかりと準備を進めていきたい。 西南地区の児童生徒数が減少していることは承知しており、教育委員会としては、笹間第一・第二小学校の統合を軌道に乗せることを最優先とし、太田地区との協議は、統合後の学校運営が円滑に行われている状況を確認した上で、慎重に行っていく必要があると考えている。	
8	R3.11.15	市政懇談会	笹間	農林部	農林村務課	鳥獣対策について	鳥獣対策について、北上市のFMでは毎朝9時前に熊の出没情報を放送している。花巻市でもFMOneを活用して随時放送してほしい。また、以前に九州に視察に行った際に、宮崎県や鹿児島県で国へ要望し、大規模な柵を作ったことで、鳥獣被害がかなり減ったとの報告を受けた。市長を先頭に東北地域の奥羽山脈や北上山脈に大規模な柵を設置するよう要望してほしい。	FMの放送については、FMOneと相談させていただきたい。 大規模な柵の設置については、情報を把握していなかったので、調査しながら必要な要望活動をしていきたい。	FM放送は令和4年5月実施予定。 大規模な柵の設置については、九州森林管理局がシカ対策として実施したものが、シカの侵入防止のためシカの生息域から離れた場所に柵を設置したものである。 当市のように既にシカの被害が発生している地域での被害防止対策については引き続き情報収集を行うとともに必要な要望活動をしていく。	継続中
9	R3.11.15	市政懇談会	笹間	地域振興部	地域づくり課	道の駅はなまき西南付 近の施設整備について	道の駅はなまき西南について、昨年から株式会社はなまき西南と様々な活動をしているが、セミナー等の開催場所が不足している。現在はJAいわて花巻の笹間支店、太田支店を会場として借りている。振興センターとしての役割と会議室を含めた施設を早急に作っていただくことで、西南地域の道の駅の情報発信ができると思う。	振興センターについては、新築ということは考えていない。 道の駅でのセミナー開催のための施設ということについては、道の駅のあり方等もあるので、担当課に共有したい。 セミナーの開催場所について、現在は農協の施設等を借りながら対応いただいているところである。以前まではコロナの関係で振興センターの利用が制限されている状況であったが、現在は市内公共施設の利用制限レベル1ということで、笹間、太田の振興センターを有効に活用していただきたい。	振興センターについては、新築ということは考えていない。 セミナーの開催場所について、農協の施設等を借りながら対応いただいているところであるが、感染が拡大している状況にあっても、人が集まること自体が感染リスクが高まることから制限をしていたものである。御理解をいただきたい。今後、感染警戒レベルが下がり、会合等が可能となった際には、笹間、太田の振興センターを有効に活用していただきたい。	完了
10	R3.11.15	市政懇談会	笹間	建設部	道路課	道路整備について	地域内の道路整備の要望については、土木要望として地区でまとめて提出することになっている。栃内地区では砂利道の解消に関する要望を4か所出しているが、なかなか進まない状況である。	道路整備について、国では通学路や幹線道路、産業団地等に通じる道路を重点化して予算を配分している。生活道路については予算が付きにくい状況ではあるが、継続して要望活動に取り組んでいる。花巻市の市道は3,300kmほどあり、なかなか手がかからない所もあるが、地域の要望を受けながら順次対応していきたい。 また、昨年度から道路改良を伴わない舗装については、市の単独事業で進めることとしている。交通量や危険度等を勘案して対応の順番を検討することにはなるが、今後とも引き続きの要望をお願いしたい。 市から国への要望の内容としては、大きな道路の整備についての予算化だけではなく、生活道路についての予算も要望している。生活道路の整備については、市の財源と併せて国から来る社会資本整備総合交付金を使用して行っている。生活道路整備に活用できる社会資本整備総合交付金については、今年度5億円ほどと前年比で大幅増となる予算がついており、多くの道路整備を始めている。 また、国からの予算をもらって整備をする場合には、トラックも走れるような立派な舗装が必要になるが、自宅前の生活道路など立派な舗装である必要がない場合には市単独予算で整備することを始めている。舗装は簡易舗装になるが、乗用車が走る分には十分な舗装である。この事業は昨年度から始めて、今年度は10か所ほど整備しており、これまでと比べると舗装される可能性は高くなっているので、もう少し待っていただきたい。	道路整備について、国では通学路や幹線道路、産業団地等に通じる道路を重点化して予算を配分している。生活道路については予算が付きにくい状況ではあるが、継続して要望活動に取り組んでいる。花巻市の市道は3,300kmほどあり、なかなか手がかからない所もあるが、地域の要望を受けながら順次対応していきたい。 また、昨年度から道路改良を伴わない舗装については、市の単独事業で進めることとしている。交通量や危険度等を勘案して対応の順番を検討することにはなるが、今後とも引き続きの要望をお願いしたい。 市から国への要望の内容としては、大きな道路の整備についての予算化だけではなく、生活道路についての予算も要望している。生活道路の整備については、市の財源と併せて国から来る社会資本整備総合交付金を使用して行っている。生活道路整備に活用できる社会資本整備総合交付金については、今年度5億円ほどと前年比で大幅増となる予算がついており、多くの道路整備を始めている。 また、国からの予算をもらって整備をする場合には、トラックも走れるような立派な舗装が必要になるが、自宅前の生活道路など立派な舗装である必要がない場合には市単独予算で整備することを始めている。舗装は簡易舗装になるが、乗用車が走る分には十分な舗装である。この事業は昨年度から始めて、今年度は10か所ほど整備しており、これまでと比べると舗装される可能性は高くなっているので、もう少し待っていただきたい。 なお、令和4年3月に栃内地区内での要望があった1路線について、簡易舗装を実施している。	完了

■令和3年度市政懇談会記録

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
11	R3.11.15	市政懇談会	笹間	総合政策部 教育部	秘書政策課 学校教育課	SDGsに関する取組について	大阪の企業で大学の卒業生に対し意識調査を行ったところ、6割近い学生がSDGsに取り組んでいる企業・組織で働きたいという結果が出た。 花巻市として企業への就職を勧めるのであれば、まず企業がSDGsに取り組まなければ、就職しようとする学生が減ることが推測される。 SDGsに関する市や教育現場での取り組みについて伺いたい。	SDGsは新しい学習指導要領の中でも重要なものとして位置づけられている。従来の環境、人権など全てが網羅され、国際的な一つの概念として学校でも大切に取組んでいる。学校教育そのものを別の側面から見るとSDGsの概念と同じことをやっているとされており、以前から行っていることと本質的には変わらない。 社会全体で、特に企業が積極的に取り組んでおり、商工会議所や青年会議所の方々も一生懸命取り組んでいる。花巻の子供たちは学校のキャリア教育、小学校では豊かな体験ということとで学校それぞれの裁量で取り組んでいる。学校で弱いところはプラットフォームとなる方がいないということであり、教育委員会としても様々な機関と連携して進めていきたい。現在、SDGsに関する方針をはっきり示すことができるものはないが、地域に根差した活動、地域での豊かな体験を進めるため、今後学校から様々な相談があった際には、支援をお願いしたい。 SDGsについて、一般的な日本語訳は「持続可能な開発目標」である。誰一人取り残さないという理念、環境を大事にするということなどが概念としてある。SDGsについて先進国と発展途上国の間では利害対立が激しく、全て理想的かどうかについては色々な見方があるところであるが、誰一人取り残さないという理念、環境を大事にすることに関連した開発目標ということであれば、しっかり取り組んでいかなければいけない。花巻市の施策について、SDGsに反するようなことはしていないと思っている。花巻市の10年間の総合計画が令和5年度までとなっており、令和6年度から新しい計画となる。今現在、職員に市の施策がSDGsの17項目に合っているかどうか精査させてはいないが、新しい計画を作る中でチェックしていくことになる。	【秘書政策課】 現在のまらづくり総合計画は令和5年度までとなっており、令和6年度を計画初年度とする次期総合計画の策定作業について令和4年度に着手する予定である。計画策定に当たっては、あらかじめ計画策定の基本方針を定めることとしているが、基本方針の中で本市の地域特性や市民ニーズを踏まえ、将来にわたり持続可能な市政を運営していくため、SDGsとの関連付けの視点も取り入れ、長期的視点に立った市政運営の指針となる総合的かつ計画的な長期ビジョンとする方向で検討している。【令和4年4月～実施予定】 【学校教育課】 小中学校の学習指導要領には「持続可能な社会の創り手」の育成が掲げられており、各小中学校では社会科や理科、総合的な学習の時間等の授業のほか、児童会・生徒会活動において地域の実態に応じた特色ある取組が実践されている。 市の今後の総合計画策定においてSDGsとの関連を図る検討が行われていることから、教育委員会はこれに呼应し校長会等の意見を踏まえながら対応していきたい。	【秘書政策課】 未着手 【学校教育課】 完了
12	R3.11.15	市政懇談会	笹間	地域振興部	定住推進課	空き家に関する補助金について	笹間地区で空き家が増えてきているという話を聞いたことがある。空き家に関する補助金等を整備することで、人を増やす方法を検討してほしい。	空き家については、花巻市空き家バンクを設置し、空き家バンクに登録された物件を購入又は賃貸を希望する方に紹介している。令和3年10月末現在で282件の物件が登録されており、成約件数は140件となっている。 空き家バンクに登録した物件が、市外からの転入者と売買・賃貸契約が成立した場合には、空き家の所有者に対し10万円の奨励金を交付している。 また、空き家に関する助成としては、花巻市定住促進住宅取得等補助金において、県外からの転入者や市外からの新規就職希望者が空き家バンクを利用し空き家を購入又は賃貸した場合の住宅改修費用や引越費用などについて、購入の場合は最大220万円、賃貸の場合は最大120万円を補助しており、令和3年10月末現在の補助件数は17件となっている。 このほか、県が39歳以下の若者世代の定住を目的とした空き家の取得に対する補助制度を実施しており、市もそれと併せ、空き家バンクを利用して、空き家を購入し居住した若者世代に30万円奨励金を交付している。さらに、花巻市独自の取組として、空き家を壊して同じ場所に新しい家建てる場合にも補助金を出している。今年から始めた制度であり、笹間での実績はないが、市全体で2件の利用があった。他には親と同じ地区に若い子育て世帯が家を建てる場合にも30万円の補助金を出している。 空き家バンクの利用については県内で1番利用が多くなっており、上手くいっているとは思っているが、空き家の利用について若い方々からの意見があれば検討していきたい。	空き家については、花巻市空き家バンクを設置し、空き家バンクに登録された物件を購入又は賃貸を希望する方に紹介している。令和4年3月末現在で296件の物件が登録されており、成約件数は155件となっている。 空き家バンクに登録した物件が、市外からの転入者と売買・賃貸契約が成立した場合には、空き家の所有者に対し10万円の奨励金を交付している。 また、空き家に関する助成としては、花巻市定住促進住宅取得等補助金において、県外からの転入者や市外からの新規就職希望者が空き家バンクを利用し空き家を購入又は賃貸した場合の住宅改修費用や引越費用などについて、購入の場合は最大220万円、賃貸の場合は最大120万円を補助しており、令和4年3月末現在の補助件数は延べ20件(15名)となっている。 このほか、県が39歳以下の若者世代の定住を目的とした空き家の取得に対する補助制度を実施しており、市もそれと併せ、空き家バンクを利用して、空き家を購入し居住した若者世代に30万円奨励金を交付している。さらに、花巻市独自の取組として、空き家を壊して同じ場所に新しい家建てる場合にも補助金を出している。今年から始めた制度であり、笹間での実績はないが、市全体で2件の利用があった。他には親と同じ地区に若い子育て世帯が家を建てる場合にも30万円の補助金を出している。 空き家バンクの利用については県内で1番利用が多くなっており、上手くいっているとは思っているが、空き家の利用について若い方々からの意見があれば検討していきたい。	完了
13	R3.11.15	市政懇談会	笹間	建設部	道路課	道の駅はなまき西南の施設整備について	道の駅はなまき西南について、現状はお店が2つほど入っているだけである。外に木陰があったり滑り台があったりと、子どもが遊んだり休憩できるスペースがあれば、人が集まることができると思う。	子どもが遊んだり休憩できる外のスペースを設けるという提案はいいと思う。 設置についてのポイントは、道の駅の敷地に場所があるかどうかということ。 ガソリンスタンドや駐車場の付近は危険であるので、これらから離れて子どもが安全に遊べるスペースが確保できるのであれば可能性はあると思う。 藤原副市長と道路課で検討をお願いしたい。	子どもが遊んだり休憩できる外のスペースについて、将来的に道の駅のはなまき西南の南側にある調整地が不要となる予定であることから、その時に駐車場の再配置と合わせ検討していきたい。	完了
14	文書回答	市政懇談会	亀ヶ森	総合政策部	防災危機管理課	神貫川の洪水浸水想定区域について	昨年9月29日に開催された亀ヶ森地区の市政懇談会において、「神貫川の洪水浸水想定区域の指定時期」について質問したところ、令和3年3月に指定されるとの回答であったが、岩手県における作業状況や指定時期について確認が取れていれば伺いたい。	神貫川の浸水想定区域については、ご案内のとおり、岩手県は令和2年度中の指定を目指し検討を進めていたが、新型コロナウイルス感染症感染拡大の影響により、現地調査や検討作業等が思うように進まなかったことから予定を変更し、現段階では今年度上半期中の指定に向け検討を進めているところと伺っている。 市のハザードマップへの反映については、県による浸水想定区域の公表時期にもよるが、令和3年度のできるだけ早い段階で改訂し、流域の地区の皆様にも全戸配布したい。	神貫川の浸水想定区域については、岩手県が令和4年2月4日に指定・公表した。これを反映した市のハザードマップについては、令和4年4月1日に大迫、内川目、外川目、亀ヶ森、八里畑、新堀地区の40行政区の対象世帯へ全戸配布するほか、要配慮者利用施設や関係機関へも配布する予定である。	完了

■令和3年度市政懇談会記録

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
15	文書回答	市政懇談会	花南	建設部	道路課	市道上町成田線南城工区道路整備事業の円滑な整備と安全な通学路の早期実現に向けて、市はどのような取り組みをしているのか伺いたい。	市道上町成田線南城工区の道路整備事業の円滑な整備と安全な通学路の早期実現に向けて、市はどのような取り組みをしているのか伺いたい。	市道上町成田線南城工区は令和元年度より事業着手し、令和元年度と令和2年度に測量設計を行い、令和3年4月26日に地元説明会を開催した。今後は用地買収や支障物件移転、工事を行い、早期の完成を目指している。 市では、国からの補助金である社会資本整備総合交付金などを活用しながら道路整備を進めているが、本路線は国、県、市、警察、小学校で構成される花巻市通学路安全推進会議において通学路の要対策箇所として位置付け、国の重点配分対象となる小学校通学路の安全対策としての防災安全交付金を活用して事業を進めており、今後もこの交付金を活用して優先的に予算確保を行い、早期完成に向けて事業を進めてまいりたい。	市道上町成田線南城工区は令和元年度より事業着手し、令和元年度と令和2年度に測量設計を行い、令和3年4月26日に地元説明会を開催した。今後は用地買収や支障物件移転、工事を行い、早期の完成を目指している。 市では、国からの補助金である社会資本整備総合交付金などを活用しながら道路整備を進めているが、本路線は国、県、市、警察、小学校で構成される花巻市通学路安全推進会議において通学路の要対策箇所として位置付け、国の重点配分対象となる小学校通学路の安全対策としての防災安全交付金を活用して事業を進めており、今後もこの交付金を活用して優先的に予算確保を行い、早期完成に向けて事業を進めてまいりたい。	
16	文書回答	市政懇談会	花南	建設部	建築住宅課	老朽化した市営諏訪アパートの解体及びその後の展開について	市道材木町山の神沿線にある市営諏訪アパートの老朽化が顕著である。入居者の移転等が終了した場合、建物を解体する計画と認識しているが、解体後の用地の活用方法や今後のまちづくりの展開について伺いたい。	市営諏訪アパートと記載されているが、市営大谷地アパートに対する質問と判断し、現在の状況を説明する。 市営大谷地アパートは、建築から40年～45年が経過し、老朽化が著しく良好な居住環境の維持が難しい状態となっている。また、当市における市営住宅需要については、近年の人口減少等の社会情勢の変化に伴い、緩やかな減少傾向となっている。 このような状況を踏まえ、平成29年度に策定した花巻市営住宅等長寿寿命化計画では、市営大谷地アパートを解体撤去の対象施設と位置づけ、平成30年度から解体準備作業に着手しており、令和3年6月末現在すべての入居者が転居済である。建物の解体撤去後の跡地については、市各部署等における利活用の予定がない場合には、跡地を住宅などに有効活用できる民間等への売却に向け手続きを進める予定としている。	市営大谷地アパートについては、一般住宅用地などに有効活用できる民間事業者等への売却を念頭に、当該用地内に確認された法定外公共物である無地番の国有地の取得に向けて、現在、現地測量および表題登記の作業の準備を行うとともに、東北財務局盛岡財務事務所との協議も進めており、令和4年12月での手続き完了を見込んでいる。 その後の用地売却については、市が住棟などの解体撤去工事を実施したうえで売却する方法と、当該用地を取得した民間事業者等が住棟などの解体撤去を行う方法の、双方を市場ニーズの状況を注視しながら検討を進めることとしている。	完了
17	文書回答	市政懇談会	花南	総合政策部	防災危機管理課	地域の防災力を高める体制づくりについて	地域の防災力を高めるため、避難行動要支援者名簿に基づき個別避難支援計画の策定や日頃の見守りなど実施しているが、有事の際、避難行動要支援者名簿に登録拒否された方への避難支援が難しいと感じている。 このような中で、地域の防災力を高める避難行動要支援者避難支援計画の具体的・有効的な活用方法について伺いたい。	関係法令等の規定により、避難行動要支援者名簿に記載された情報は、平常時においては本人の同意がないと(花巻市の場合は、拒否の申し出があった者について)自主防災組織その他の避難支援の実施に携わる関係者への提供はできないとされている。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、本人の同意がなくても(花巻市の場合は、拒否の申し出があった者についても)名簿情報を提供できるとされているが、そうした緊急時に拒否申出者を含む新たな名簿を該当する自主防災組織等に配ることは現実的ではないことから、本市ではあらかじめ厳重に封印した拒否者の名簿をお渡ししており、有事の際は市からの指示により開封していただくという方法をとっているものである。 事前に個別避難支援計画の策定や日頃の見守りを実施できない拒否申出者についての避難支援が困難であるのご指摘について、避難支援等関係者の皆様が苦慮されている現状については市としても承知しているところであり大変心苦しく感じている。 拒否申出者の方は、ご家族が近くに住んでいるため支援を必要としていないなど、何らかの個別の事情がある方だと思われるので、普段の自主防災組織や自治会の活動、ご近所づきあいのなかで、名簿には掲載されていないけれども避難支援が必要と思われる方がいらっしゃる場合には、状況を聞き取る等のコミュニケーションをとっていただくことが有効であると考えている。 具体的な方法としては、防災訓練の際に避難行動要支援者宅へ支援者と訪問し、本人の状況や避難行動の確認、近況を伺うなど顔合わせをすることでお互いの信頼関係を築いていく方法があると考ええる。なお、地区で避難を呼びかける対象者のリストを独自に作成し、市の名簿は補完用として使用している地区もあると伺っている。 自主防災組織等活動ガイドライン等では、自主防災組織等の平常時の活動は、①地域内の安全点検と点検結果の情報共有、②安否確認のための連絡網の構築と情報伝達訓練、③地域内の避難支援が必要な方への支援体制づくり、④防災知識の普及啓発が基本とされている。また、災害時の活動としては、①地域内の安否確認活動、②避難誘導・避難支援活動、③情報伝達、④消防への救助要請・市への支援要請などであり、避難行動要支援者名簿は、この中の平常時の支援体制づくりと災害時の避難支援活動に役立てていただくため提供させていただいているものである。 なお、避難行動への支援は、地域の助け合いの範囲でお願いするものであり、避難支援等関係者は義務や法的責任を負うものではなく、また、危険な作業をお願いするものではない。「自分の身は自分で守る」という自助が大前提であるので、避難支援等関係者の皆様も、まずは自分の身体・生命の安全確保を第一とし、可能な範囲で地域の安否確認、避難誘導、避難支援を実施していただき、万が一避難支援が困難な状況に遭遇した場合は、迷わず消防署等へ救助を要請してほしい。	関係法令等の規定により、避難行動要支援者名簿に記載された情報は、平常時においては本人の同意がないと(花巻市の場合は、拒否の申し出があった者について)自主防災組織その他の避難支援の実施に携わる関係者への提供はできないとされている。また、災害が発生し又は発生するおそれがある場合においては、本人の同意がなくても(花巻市の場合は、拒否の申し出があった者についても)名簿情報を提供できるとされているが、そうした緊急時に拒否申出者を含む新たな名簿を該当する自主防災組織等に配ることは現実的ではないことから、本市ではあらかじめ厳重に封印した拒否者の名簿をお渡ししており、有事の際は市からの指示により開封していただくという方法をとっているものである。 事前に個別避難支援計画の策定や日頃の見守りを実施できない拒否申出者についての避難支援が困難であるのご指摘について、避難支援等関係者の皆様が苦慮されている現状については市としても承知しているところであり大変心苦しく感じている。 拒否申出者の方は、ご家族が近くに住んでいるため支援を必要としていないなど、何らかの個別の事情がある方だと思われるので、普段の自主防災組織や自治会の活動、ご近所づきあいのなかで、名簿には掲載されていないけれども避難支援が必要と思われる方がいらっしゃる場合には、状況を聞き取る等のコミュニケーションをとっていただくことが有効であると考えている。 具体的な方法としては、防災訓練の際に避難行動要支援者宅へ支援者と訪問し、本人の状況や避難行動の確認、近況を伺うなど顔合わせをすることでお互いの信頼関係を築いていく方法があると考ええる。なお、地区で避難を呼びかける対象者のリストを独自に作成し、市の名簿は補完用として使用している地区もあると伺っている。 自主防災組織等活動ガイドライン等では、自主防災組織等の平常時の活動は、①地域内の安全点検と点検結果の情報共有、②安否確認のための連絡網の構築と情報伝達訓練、③地域内の避難支援が必要な方への支援体制づくり、④防災知識の普及啓発が基本とされている。また、災害時の活動としては、①地域内の安否確認活動、②避難誘導・避難支援活動、③情報伝達、④消防への救助要請・市への支援要請などであり、避難行動要支援者名簿は、この中の平常時の支援体制づくりと災害時の避難支援活動に役立てていただくため提供させていただいているものである。 なお、避難行動への支援は、地域の助け合いの範囲でお願いするものであり、避難支援等関係者は義務や法的責任を負うものではなく、また、危険な作業をお願いするものではない。「自分の身は自分で守る」という自助が大前提であるので、避難支援等関係者の皆様も、まずは自分の身体・生命の安全確保を第一とし、可能な範囲で地域の安否確認、避難誘導、避難支援を実施していただき、万が一避難支援が困難な状況に遭遇した場合は、迷わず消防署等へ救助を要請してほしい。	完了

■令和3年度市政懇談会記録

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
18	文書回答	市政懇談会	好地	建設部	建築住宅課	管理されない土地等の 対応について	高齢化や人口減少に伴って、町内(行政区)の住宅地では空き家や空き地、田畑の耕作放棄地が増えている。管理されていないため雑草が伸び放題となり景観上、また防犯防火等の安全上の面も気になる。市として、これらに対処・対応する条例や施策にはどのようなものがあるのか伺いたい。	増加する空き家と管理の問題について、市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定し、その計画に沿った対策を行っている。現在、市内の空き家は977件確認しており、そのうち放置しておく危険なもの、衛生上有害なもの、景観を損なっているものなど、管理が不適切なものはその法律について特定空き家等に指定することとしている。現在、特定空き家等として指定したものは2件あり、所有者に対してまずはしっかりと管理するよう助言、指導を行う。それでも正されない場合は勧告することとなり、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行ということで、市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただきたいところである。なお、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、毎年固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封している。また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付したり、空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただくよう周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。今年8月に2日間実施した無料相談会では、11件の相談があった。平成30年からは国の補助制度を活用して危険な状態の空き家の除去費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空き家の場所に新築することを条件に空き家等の解体費の一部を補助する新制度を創設しており、このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。	増加する空き家と管理の問題について、市では空き家等対策の推進に関する特別措置法に基づき、平成28年に花巻市空き家等対策計画を策定し、その計画に沿った対策を行っている。現在、市内の空き家は977件確認しており、そのうち放置しておく危険なもの、衛生上有害なもの、景観を損なっているものなど、管理が不適切なものはその法律に基づいて特定空き家等に指定することとしている。現在、特定空き家等として指定したものは2件あり、所有者に対してまずはしっかりと管理するよう助言、指導を行う。それでも正されない場合は勧告することとなり、固定資産税の住宅用地の特例を外す等の措置を行う。それでも改善されなければ行政代執行ということで、市が解体を行う可能性もあるが、できるだけ所有者にしっかりとした管理をしていただきたいところである。特定空き家等2件のうち1件は今年度により所有者によって解体した。毎年、所有者等が自ら管理する必要があることを認識していただくため、固定資産税の通知の際に所有者の責務に関するチラシを同封し、また、空き家敷地内から隣地や道路などに草木が越境しているなど、通報をいただいた場合は、職員が現地を確認し、所有者に対し適正な管理を促す文書を送付したり、空き家バンクへの登録や、草刈等の管理業務を行っているシルバー人材センターのチラシを同封して所有者等が自ら対応していただくよう周知している。さらに、司法書士会、建築士会等の専門団体と連携して、空き家の相談窓口を設けている。令和3年8月に2日間実施した無料相談会では、11件の相談があった。平成30年からは国の補助制度を活用して危険な状態の空き家の除去費の一部を補助する制度を設けており、また令和3年度からは空き家の場所に新築することを条件に空き家等の解体費の一部を補助する新制度を創設しており、このような制度を活用することで街の活性化や人口減少対策につながることを期待している。	
19	文書回答	市政懇談会	好地	地域振興部	定住推進課	管理されない土地等の 対応について	高齢化や人口減少に伴って、町内(行政区)の住宅地では空き家や空き地、田畑の耕作放棄地が増えている。管理されていないため雑草が伸び放題となり景観上、また防犯防火等の安全上の面も気になる。市として、これらに対処・対応する条例や施策にはどのようなものがあるのか伺いたい。	「花巻市空き家バンク設置要綱(平成27年度花巻市告示)」に基づき、花巻市における空き家の有効活用を通して、都市等住民の移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、花巻市空き家バンクを設置し、市内の不動産業者と連携して、同バンクへの空き家の登録の推進を図っている。周知の方法にあつては、固定資産税納付書の送付に合わせ、空き家バンクへの登録案内を同封しているほか、ポータルサイト「いいコ花巻」及び全国版宅情報サイト「ライフホームズ」にて登録された空き家情報の掲載を行っているところである。 また、「花巻市定住推進住宅取得等補助金交付要綱(平成27年花巻市告示)」「花巻市若者世代空き家取得奨励金交付要綱(令和3年花巻市告示)」に基づき、花巻市空き家バンクに登録している空き家を購入された方へ次のような支援を行っている。 ○県外から転入された方が空き家を購入した場合、対象住宅取得の事務経費、改修に係る経費などとして最大220万円、賃貸の場合は最大120万円を補助。(花巻市定住促進住宅取得等補助金) ○県外から転入され新たに農業に従事する方が空き家を購入した場合、対象住宅取得の事務経費、改修に係る経費などとして最大220万円、市外から転入され新たに農業に従事する場合は最大200万円を補助。(同上) ○39歳以下の方が自身で居住するため空き家を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記をした場合、30万円の奨励金を交付。(花巻市若者世代空き家取得奨励金) なお、「花巻市空き家バンク活用奨励金交付要綱(平成27年花巻市告示)」に基づき、本市以外に居住していた者が本市に転入し、花巻市空き家バンクに登録している空き家の売買契約または賃貸借契約等が空き家提供者と移住者との間で交わされた場合に、空き家の提供者に対し、10万円の奨励金を交付している。	「花巻市空き家バンク設置要綱(平成27年度花巻市告示)」に基づき、花巻市における空き家の有効活用を通して、都市等住民の移住及び定住を促進し、地域の活性化を図るため、花巻市空き家バンクを設置し、市内の不動産業者と連携して、同バンクへの空き家の登録の推進を図っている。周知の方法にあつては、固定資産税納付書の送付に合わせ、空き家バンクへの登録案内を同封しているほか、ポータルサイト「いいコ花巻」及び全国版宅情報サイト「ライフホームズ」にて登録された空き家情報の掲載を行っているところである。 また、「花巻市定住推進住宅取得等補助金交付要綱(平成27年花巻市告示)」「花巻市若者世代空き家取得奨励金交付要綱(令和3年花巻市告示)」に基づき、花巻市空き家バンクに登録している空き家を購入された方へ次のような支援を行っている。 ○県外から転入された方が空き家を購入した場合、対象住宅取得の事務経費、改修に係る経費などとして最大220万円、賃貸の場合は最大120万円を補助。(花巻市定住促進住宅取得等補助金) ○県外から転入され新たに農業に従事する方が空き家を購入した場合、対象住宅取得の事務経費、改修に係る経費などとして最大220万円、市外から転入され新たに農業に従事する場合は最大200万円を補助。(同上) ○39歳以下の方が自身で居住するため空き家を購入し、かつ、当該住宅の所有権登記をした場合、30万円の奨励金を交付。(花巻市若者世代空き家取得奨励金) なお、「花巻市空き家バンク活用奨励金交付要綱(平成27年花巻市告示)」に基づき、本市以外に居住していた者が本市に転入し、花巻市空き家バンクに登録している空き家の売買契約または賃貸借契約等が空き家提供者と移住者との間で交わされた場合に、空き家の提供者に対し、10万円の奨励金を交付している。	完了
20	文書回答	市政懇談会	好地	農業委員会事務局	農業委員会事務局	管理されない土地等の 対応について	高齢化や人口減少に伴って、町内(行政区)の住宅地では空き家や空き地、田畑の耕作放棄地が増えている。管理されていないため雑草が伸び放題となり景観上、また防犯防火等の安全上の面も気になる。市として、これらに対処・対応する条例や施策にはどのようなものがあるのか伺いたい。	農業委員会では、毎年農地パトロールを実施し耕作放棄地や違反転用が行われていないか現地を確認している。その結果、耕作放棄地であると認められた場合は土地所有者に対し農地法の規定に基づく「農地における利用意向調査」を実施し、その回答を確認の上、耕作再開可能な農地は、農地中間管理機構との連携や、地域の担い手への集積をするなど農地の利用調整を行っている。一方、耕作再開の見込みがないと判断される場合は土地所有者に対して草刈りをするなど適正な維持管理をお願いしている。 また、耕作放棄により、周辺環境に悪影響を及ぼす箇所について、農業委員会事務局まで情報提供があった場合は、随時、農業委員会、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、上記と同様の対応をしている。 なお、農地法では、「病害虫の発生や土土に類するものの堆積などの事由により、周辺の地域における営農条件に著しい支障が生じ、又は生ずるおそれがあると認める場合には、必要な措置を講ずるべきことを命ずることができる。」と規定されているが、それ以外の場合、例えば今回の事業のように、周辺の環境に支障が生じるなどの事由による対応については、あくまでも草刈りなどによる適正な維持管理をお願いするものであり、草刈りを命ずるなどの強制力はないことをご理解願いたい。	管理されていない「農地」について、農業委員会では、「農地等の利用の最適化」推進の一環として、遊休農地(耕作放棄地等)の発生防止・解消に取り組んでいる。 農業委員、農地利用最適化推進委員は日常的に耕作放棄地把握のため巡回を実施しており、加えて年2回、地域ごとの農地パトロールを合同で実施し耕作放棄地や違反転用が行われていないか現地を確認している。 その結果、耕作放棄地であると認められた場合は土地所有者に対し農地法の規定に基づく「農地における利用意向調査」を実施し、その回答を確認の上、耕作再開可能な農地は、農地中間管理機構との連携や、地域の担い手への集積をするなど農地の利用調整を行っている。 一方、耕作再開の見込みがないと判断される場合は土地所有者に対して草刈りをするなど適正な維持管理をお願いしている。 また、耕作放棄により、周辺環境に悪影響を及ぼす箇所について、農業委員会事務局まで情報提供があった場合は、随時、農業委員、農地利用最適化推進委員と現地確認を行い、上記と同様の対応をしている。	完了

■令和3年度市政懇談会記録

番号	年月日	種別	地区名	担当部	担当課	参加者発言趣旨 (タイトル)	内容(要旨)	懇談会での回答(現状・取り組み状況等)	年度末(3月末)の状況	【対応】 未着手・継続中or 完了
21	文書回答	市政懇談会	好地	市民生活部	生活環境課	管理されない土地等の 対応について	高齢化や人口減少に伴って、町内(行政区)の住宅地では空き家や空き地、田畑の耕作放棄地が増えている。管理されていない雑草が伸び放題となり景観上、また防犯防火等の安全上の面も気になる。市として、これらに対処・対応する条例や施策にはどのようなものがあるのか伺いたい。	民有地における農地以外の土地について、管理が行き届いておらず周辺に悪影響を及ぼしている旨市民から相談を受けた場合、生活環境課では宅地や雑種地等の空き地(空き家及び空き家に付属するものを除く)に関する相談に対応している。 空き家及び空き家に付属するものを除く民有地における事案については、当事者間で解決することが原則であり、行政が直接解決する権限はないが、相談者において当該土地の所有者の連絡先等が分からず、かつ周辺の環境に明らかな支障を及ぼしていると認められる場合、又は健康被害を生じていると生活環境課職員の現地調査により認められる場合は、法的な拘束力、強制力はないが、連絡が可能な土地所有者や管理者に対し、所有土地における適切な対応及び管理をお願いする文書を送付する対応を行っている。しかしながら、市から文書を送付しても対応されない場合もあり、文書による解決が困難な場合は、市の法律相談や裁判所の民事調停の利用について案内している。なお、市所有地に関連する同様の相談については、各所管部署において個別対応を行っている。	民有地における農地以外の土地について、管理が行き届いておらず周辺に悪影響を及ぼしている旨市民から相談を受けた場合、生活環境課では宅地や雑種地等の空き地(空き家及び空き家に付属するものを除く)に関する相談に対応している。 空き家及び空き家に付属するものを除く民有地における事案については、当事者間で解決することが原則であり、行政が直接解決する権限はないが、相談者において当該土地の所有者の連絡先等が分からず、かつ周辺の環境に明らかな支障を及ぼしていると認められる場合、又は健康被害を生じていると生活環境課職員の現地調査により認められる場合は、法的な拘束力、強制力はないが、連絡が可能な土地所有者や管理者に対し、所有土地における適切な対応及び管理をお願いする文書を送付する対応を行っている。しかしながら、市から文書を送付しても対応されない場合もあり、文書による解決が困難な場合は、市の法律相談や裁判所の民事調停の利用について案内している。なお、市所有地に関連する同様の相談については、各所管部署において個別対応を行っている。	
22	文書回答	市政懇談会	好地	建設部 石鳥谷総合支所	公園緑地課 石鳥谷総合支所 地域振興課	上町公園内の芝生化工 事について	令和2年度の市政懇談会で提案した「上町公園内の池として利用されていた箇所を埋め戻して芝生化にする」事が具体化される計画であると事に関して下記のとおり提案するので検討をお願いしたい。 (1)管理しやすいよう既存樹木の撤去 (2)公園入口付近に駐車場の設置 (3)築山の造成	(1)ふれあい広場周辺については、現在検討を進めている広場内の池等の撤去や芝生化に併せ、地域の皆様にご意見を伺いながら、広場内の樹木を除去することで進めていきたいので協力をお願いしたい。 その他のエリアについては、日常行っている維持管理の中で、園内の景観等も考慮しつつ、各々の要否を確認しながら除去について検討していく。なお、病害虫等の危険性がある箇所については、除去するよう進めていく。 (2)現在、隣接する北上川河川敷の大正橋公園を駐車場としてご活用いただいているところだが、公園内に新たに駐車場を設置することについては、地域の皆様のご意見を伺いながら、検討していく。 (3)花巻市公園等施設長寿命化計画に基づく遊具更新に併せて、築山の設置についても地域の皆様にご意見を伺いながら、検討していく。	令和3年11月25日に地域の代表者と協議を行った。 (1)ふれあい広場については、地域の意向を踏まえ、芝生整備箇所の植栽等の撤去について確認して承を得た。令和4年度に予定している上町公園(ふれあい広場)芝生整備工事において、植栽等の撤去を行う予定である。 その他のエリアについて、野球場1塁側及び3塁側のベンチ付近にある植栽にハチが営巣する等の状況が過去にあったことから、危険防止のため当該植栽の除去を令和4年度の春に行うこととし、これ以外に要需のあった箇所の植栽については、地域の皆様のご意見を伺いながら検討していく。 (2)公園入口付近の駐車場について、地域の意向は公園西側の樹木を撤去し駐車スペースを確保してはどうかということであった。このことについては、大正橋公園を駐車場として活用いただき、令和4年度に地域の意向を伺いながら、今後引き続き検討していく。 (3)築山の造成について、地域の意向は新たに盛土して築山を造ることではなく、公園西側の入口付近の地形を利用し、スロープとして冬のソリ遊びなどに使用したいということであった。該当の箇所には多数樹木があるため、伐採を伴うことから、令和4年度に地域の意向を伺いながら、今後引き続き検討していく。	継続中
23	文書回答	市政懇談会	好地	教育部	子ども課	子育てについて	保護者が日曜勤務の場合、子供の預け先が無く就業が困難となっている。 紫波町ではこのような場合、子供の預かりを行っている和聞いている。花巻市でも子育て支援の一助として取り組んでいただきたい。	市では現在保育施設の待機児童解消が課題となっており、その要因の一つに保育士不足が挙げられる。その対策として、市ではこれまで私立保育園が雇用する保育士への家賃補助や再就職支援金貸付など保育士確保に取り組み、令和2年度以降、4月1日時点の待機児童が0人となったところである。しかしながら、年度途中において待機児童が発生する状況は未だ解消されておらず、定員を満たしていない保育施設でも保育士不足により受け入れが難しい状況である。 よって、市としては、ご提言のあった日曜保育については、上記の保育士不足の現状から、休日一時預かりを含め現時点では実施が困難と捉えているところである。 なお、市では、勤務日や就労時間等の関係で保育施設の開所時間外にお子様を預けたい場合や、開所時間内での送迎が難しい場合などにご利用いただける「はなまきファミリー・サポート・センター事業」を行っている。日曜日にお子様を預ける必要がある場合など、お困りのことがあればお気軽に相談いただきたい。	市では現在保育施設の待機児童解消が課題となっており、その要因の一つに保育士不足が挙げられる。その対策として、市ではこれまで私立保育園が雇用する保育士への家賃補助や再就職支援金貸付などを実施しており、令和4年度においては、令和3年12月から開始した新卒保育士などに対する就職支援金貸付を本格的に実施するほか、家賃補助の補助上限額や補助率の拡充など、保育士確保のための事業に取り組むこととしている。しかしながら、令和4年度においても、前年度までの状況からみて年度途中における待機児童の発生を見込んでいるところであり、定員を満たしていない保育施設でも保育士不足により受け入れが難しい状況である。 よって、市としては、ご提言のあった日曜保育については、上記の保育士不足の現状から、休日一時預かりを含め現時点では実施が困難と捉えているところである。 なお、市では、勤務日や就労時間等の関係で保育施設の開所時間外にお子様を預けたい場合や、開所時間内での送迎が難しい場合などにご利用いただける「はなまきファミリー・サポート・センター事業」を行っている。日曜日にお子様を預ける必要がある場合など、お困りのことがあればお気軽に相談いただきたい。	継続中

※「年月日」欄に「文書回答」と記入されている項目については、地区からの希望により懇談テーマに文書で回答したものを。